

1 昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報 (号外) 第63号 (第3種郵便物認可)

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

△監査公告 定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百九十九条の規定に基づき、昭和三十六年度に係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年八月二十五日

鳥取県監査委員 松本利治 同 荻原治郎

金、中小企業信用保険公庫の貸付金とともに、協会運営

今般の監査は、昭和三十六年十二月末現在において、県が拠出している出捐金及び貸付金の運用状況と、これに関連する業務全般にわたり実施した。その結果、県の出捐金及び貸付金は、市町その他金融機関等からの出捐

鳥取県信用保証協会 昭和三十七年二月 十三日

鳥取商業高等学校 同 十九日

鳥取東高等学校 同 同 十五日

監査箇所 同 同 同

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

監査箇所 同 同 同
秋 堀 江 実 藏
同 記

資金として有効適切に活用され、特に、本年度は、九月発生の第二室戸台風被害に対する特別保証並びに米子市小規模事業資金融資制度をも実施する等、保証業務は、拡大伸張し、県下中小企業金融保証につき円滑な運営がなされていた。

しかしながら、業務の内容を見ると、更に基本財産の造成、償かんの促進、未収保証料の徴収、また、内部的には、業務改善による運営の合理化等、留意検討すべき点が少ないので、これら諸点については慎重考慮するよう、協会業務の健全運営指導につき、格段の配意を要望する。

なお、協会の組織機構、保証業務の状況等は概ね次のとおりである。

- 1 組織機構並びに役職員の状況について
- 2 昭和三十六年四月組織機構を改革して、総務、業務、管理、調整の四課制とし、更に従来から設置されていた米子及び倉吉連絡所のうち、米子は十一月一日支所に昇格し、業務体制の強化が図られている

十二月末現在における総額は、長期一三一、〇〇〇円、短期三八、二〇〇、〇〇〇円計一六九、二二〇、〇〇〇円となっている。

- 1 先般信用保証協会法施行規則及び同協会定款例の一部改正が行なわれるとともに、経理基準及び貸借対照表様式が制定される等一連の措置が実施され、当協会もこれに基づいて三十六年度から経理方式を改訂していた。これによると、保証債務額の最高限度は、基本財産及び当該年度の出捐金の合計額のみならず、支払準備資産の面からも規制されることになった。この観点に立って現在の保証状況を見ると、

支払準備資産として保有を要する額は、二七〇三、六九一、八七三円（前月を含む過去十二ヶ月の月末保証債務残高の平均額）、三五七、九四五、八二〇円の（五分）以上の額となるが、これに対し、十二月末現在の支払準備資産は二四六、三八四、三一五円（現金三〇九、五六七円、預け金二四一、五七四、七四八円、有価証券四、五〇〇、〇〇〇円）である。

以上のとおり、基本財産及び本年度出捐金の合計額の面から見ると、必ずしも保証過大ではないが、支払準備資産の面からは、それ程余裕があるとは思われない。保証業務の拡大伸張を図るために、更に中小企業信用保険公庫その他関係機関の援助を要請し、流動資産の確保に一層配意するよう指導の要がある。

- 3 昭和三十六年十二月末現在における県、市町、金額は一、四六〇、五七八、一八七円である。次に支

1 基本財産の状況等について
2 役員は、理事十七名（監査当時三名増員につき手続中）、監事三名、職員は、前回の監査時より二名多く、二十七名（うち、米子支所五名、倉吉連絡所二名）で構成されていた。

1 基本財産は、本年度中小企業信用保険公庫より長期分三五、〇〇〇、〇〇〇円、短期分八、〇〇〇円を借り入れたほか、県より四、二〇〇、〇〇〇円（第二室戸台風分）、米子市より五、〇〇〇円（米子市小規模事業資金融資制度（前期中の収支差額二、七七八、五二五円を含む過去の収支差額の累計額）計一五九、四〇四、三一九円）となっている。
また、借入金は、本年度中小企業信用保険公庫より長期分三五、〇〇〇、〇〇〇円、短期分八、〇〇〇円を借り入れしたほか、県より四、二〇〇、〇〇〇円（第二室戸台風分）、米子市より五、〇〇〇円（米子市小規模事業資金融資制度（前期中の収支差額二、七七八、五二五円を含む過去の収支差額の累計額）計一五九、四〇四、三一九円）となっている。

3 昭和三十六年十二月末現在における県、市町、金額は一、四六〇、五七八、一八七円である。次に支

融機関等別の出捐金は、次表のとおりで、前期（昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日ま

で) 末に比較し、市町三八〇、〇〇〇円金融機関
二、八六五、〇〇〇円、合計三、二四五、〇〇〇円
増加している。

○四%、金融機関三・九九%、その他〇・〇一%で、殆んど県と市町分であるが、当期は、特に、金融機関の出捐が多く、前年同期（一・二%）に比較するとかなりのびてゐる。しかし、中国各県（山口県八・三%，広島県四・六%，岡山県五・七%，島根県八・三%）に比較すると最下位である。

また、市町分は鳥取市ほか三市と岩美町のみであ
出 捐 財 産 調

るが、保証実績から見ると依然不均衡があり、さうに町村地区の利用率は向上して、昭和三十六年十二月末現在において、保証残額は三三四、七五四、〇〇〇円、関係町村は日吉津村を除く全町村に及んでいるのに、出捐金は前記岩美町の二〇〇、〇〇〇円のみである。

出捐金の増額については、前回の監査報告でも要望したとおり、金融機関、市町村、特に出捐額の少額又は皆無の市町村に対し、協力方促進につき格別の指導を望む。

1 保証の実績等について

(1) 各年度別保証実績は、次表のとおりである。昭

(1) 保証の実績等について
保証の状況について見ると、各年度別保証実績は、次

四

和三十五年度の保証承諾は、四三五件、八二、四六七、〇〇〇円で、昭和三十四年度の一、九五四件、一、〇五六、〇七七、〇〇〇円に比較

昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報(号外)第63号 (物認可)

する五一九件、二四三、六一〇、〇〇〇円減少しているが昭和三十四年度には伊勢湾台風分三四六件、二三九、七六八、〇〇〇円が含まれているので、これを差引考慮すると、概ね、同程度の実績である。

また、昭和三十六年度(四月から十二月まで)の申込に対する承諾の率は八九・八%となっているが、調査中のものが四六件、五六、〇八〇、〇〇円あるので、これを加算して考慮すると九六・六%の承諾となる。

(復興分を含む)

(単位千円)

区分	年度			保証申込			拒絶			申込取消			査定減			保証承諾		
	件数	金額A	比	件数	金額	比	件数	金額	比	件数	金額	比	件数	金額	比	件数	金額B	B/A%
三四年度	一、九三	超、調査					一											
三五年度	一、四四	超、調査					一											
三六年度(自四月至一二月)	一、〇三	超、調査					二											
計							三											

- (2) 地域別の保証実績は次表のとおりである。
鳥取市火災復興分は別として、各地域とも毎年同程度の実績を示している。

(単位 千円)

地域別	年度			昭和三十三年度			昭和三十四年度			昭和三十五年度			昭和三十六年度(自四月至十一月)					
	件数	金額	比	件数	金額	比	件数	金額	比	件数	金額	比	件数	金額	比	件数	金額	%
鳥取	三五	三五〇、〇〇〇	四二・二	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	
吉井	三五	一九五、〇〇〇	一〇・〇	三三	一四、〇〇〇	一七・四	三六	一四、〇〇〇	一七・四	三七	一四、〇〇〇	一七・四	三九	一四、〇〇〇	一七・四	三九	一四、〇〇〇	一七・四
倉吉	三五	一五、〇〇〇	一〇・〇	三一	一〇、〇〇〇	一三・三	三〇	一〇、〇〇〇	一三・三	三一	一〇、〇〇〇	一三・三	三一	一〇、〇〇〇	一三・三	三一	一〇、〇〇〇	一三・三
境港	三五	一五、六五五	一四・二	三一	一〇、〇〇〇	一三・一	三一	一五、〇〇〇	一三・一	三一	一五、〇〇〇	一三・一	三一	一五、〇〇〇	一三・一	三一	一五、〇〇〇	一三・一
復興分	一、九三	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、九三	一〇〇	一〇〇	一、九三	一〇〇	一〇〇	一、九三	一〇〇	一〇〇	一、九三	一〇〇	一〇〇	一、九三	一〇〇	一〇〇
計		九七〇、〇〇〇																

(3) 金額別の保証実績は次表のとおりで、一、〇〇

〇、〇〇〇円以上の占める率は、昭和三十三年度四八・四%、昭和三十四年度五一・九%，昭和三十五年度五八・五%、昭和三十六年度(自四月九箇月間)六七・〇%と逐年上昇を示し、一件当たり金額も昭和三十三年度四九五、〇〇〇円、昭和三十四年度五四〇、〇〇〇円、昭和三十五年度五

(至二月九箇月)間)七一九、〇〇〇円と年々大口化し、特に昭和三十六年度は九月から保証金額の最高限度を個人、法人とも七、〇〇〇、〇〇〇円(従来は個人二、〇〇〇、〇〇〇円、法人四、〇〇〇、〇〇〇円)に増額した関係もあってか、著しくその傾向があらわれている。

六六、〇〇〇円昭和三十六年度(自四月九箇月)間)六六、〇〇〇円昭和三十五年度(至二月九箇月)

(至二月九箇月)

期間別	年度		
	昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度
件数	金額	構成率	
一ヶ月以下	四百五十九万六千九百四十円	三・三%	一・三%
二ヶ月	一百零八万九千五百九十一円	七・六%	三・四%
三ヶ月	一百零一万一千九百九十一円	三・二%	一・三%
計	五百〇〇万円以上	一〇〇% 五〇〇万円以上	一〇〇% 五〇〇万円以上

2 会長専決の小口保証限度については、昭和三十六年七月から五〇〇,〇〇〇円（従来は三〇〇,〇〇〇円）に拡大し、昭和三十六年十二月末現在の実績は一一八,五五一,〇〇〇円（米子市小規模事業資金融資制度分六、八〇〇,〇〇〇円を含む。）に達していた。しかしながら、前述したとおり、一件当たり保証金額は、年々大口化している実情であり、会長専決についての中国各県の例（島根県及び山口県一一〇〇〇,〇〇〇円、広島県一一〇〇〇,〇〇〇円程度に引上げを考慮し、業務の円滑且つ迅速化を図るべきである。

期間別	年度		
	昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度
件数	金額	構成率	
一ヶ月以下	四百五十九万六千九百四十円	三・三%	一・三%
二ヶ月	一百零八万九千五百九十一円	七・六%	三・四%
三ヶ月	一百零一万一千九百九十一円	三・二%	一・三%
計	五百〇〇万円以上	一〇〇% 五〇〇万円以上	一〇〇% 五〇〇万円以上

(4) 期間別の保証実績は次表のとおりで、二箇年を超えるものが、昭和三十三年度三三・八%、昭和三十四年度四八・九%、昭和三十五年度五〇・九%、昭和三十六年度（自四月九箇月間）五六・四%と年々長期化している。

(単位 千円)

期間別	年度		
	昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度
件数	金額	構成率	
一ヶ月以下	四百五十九万六千九百四十円	三・三%	一・三%
二ヶ月	一百零八万九千五百九十一円	七・六%	三・四%
三ヶ月	一百零一万一千九百九十一円	三・二%	一・三%
計	五百〇〇万円以上	一〇〇% 五〇〇万円以上	一〇〇% 五〇〇万円以上

3 代位弁済後の処理状況について

1 代位弁済後の処理状況は次表のとおりで、当期（三六、四一十二月）の保証承諾額に対する代位弁済額を前期（三五、四一十一月）と比較すると、その弁済率は前期五・〇%が当期は七・六%に上昇し、また、代位弁済額に対する回収率は、前期六〇・〇%が当期五二・四%に低下している。これは主として、代位弁済基金二六、〇〇〇千円を借り入れ処理したことと、鳥取大火並びに相次ぐ災害等による債務者経済の悪化と零細性及び期中の金融引締等によるものと思われる。

00699

(第3種郵便物 認可)

00698

(第3種郵便物 認可) 12

十二月末現在の代位弁済被請求額九九、三九〇千円
(元金のみ)に対し、本年度一〇、〇三四千円の代位弁済が見込まれていて、差引八九、三五六千円が保留となる予定であるが、これを更に分類すれば

今後代位弁済を要するもの

四三、〇五七千円

再保証に切り換えるもの

九、二二三々

条件変更(期限延長)によるもの

四、三八九々

完済見込みのもの

四、一六八々

保留のもの

二八、五一九々

十二月末現在の代位弁済被請求額九九、三九〇千円

計

八九、三五六々

このほか、保証期限の経過したもので、代位弁済を要するもの一、五〇〇千円(元金)が見込まれ、結果、三十七年度以降に代位弁済を持越される金額は四四、五五七千円の見込である。

5. 保証後の償還は主として割払方式によっているが、その期限不履行のうち、代位弁済被請求額九九、三九〇千円で、その内訳は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	件 数	金 額
九〇日未満不履行のもの	一一	九、三一〇
九〇日～一八〇日未満	三四	二八、八八九
一八〇日以上	一六五	九九、三九〇
計		

このほか、潜在の期限不履行分が相当額あると予測されるので、関係金融機関と連携し、償還期限の履行に努力するよう指導されたい。

6. 十二月末現在における、求債権現在額のうち、担保取得状況は次表のとおりで

(単位 千円)

区 分	求債権現在額 (A)		有担保現在額 (B)		無担保現在額		取得状況 (B/A)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
鳥 境 倉 米 取	三〇	三〇	二六	二六	一九	一九	一九	一九
港 吉 子 取	三	三	二	二	一	一	一	一
合 计	三〇	三〇	二八	二八	二七・七九	二七・七九	二七・七九	二七・七九
			一〇〇〇	一〇〇〇	四〇・六	四〇・六	四〇・六	四〇・六
			九	九	四・二	四・二	四・二	四・二
			八	八	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
			七	七	二・七	二・七	二・七	二・七
			六	六	一・九	一・九	一・九	一・九
			五	五	一・五	一・五	一・五	一・五
			四	四	一・二	一・二	一・二	一・二
			三	三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二	二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一	一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			〇	〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一	一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二	二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			三	三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			四	四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			五	五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			六	六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			七	七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			八	八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			九	九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一〇	一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一一	一一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一二	一二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一三	一三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一四	一四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一五	一五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一六	一六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一七	一七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一八	一八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			一九	一九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二〇	二〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一	二一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二二	二二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二三	二三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二四	二四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二五	二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二六	二六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二七	二七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二八	二八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二九	二九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一〇	二一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一	二一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二二	二二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二三	二三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二四	二四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二五	二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二六	二六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二七	二七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二八	二八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二九	二九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一〇	二一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一	二一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二二	二二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二三	二三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二四	二四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二五	二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二六	二六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二七	二七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二八	二八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二九	二九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一〇	二一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一	二一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二二	二二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二三	二三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二四	二四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二五	二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二六	二六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二七	二七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二八	二八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二九	二九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一〇	二一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一	二一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二二	二二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二三	二三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二四	二四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二五	二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二六	二六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二七	二七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二八	二八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二九	二九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一〇	二一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一	二一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二二	二二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二三	二三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二四	二四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二五	二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二六	二六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二七	二七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二八	二八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二九	二九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一〇	二一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一	二一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二二	二二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二三	二三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二四	二四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二五	二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二六	二六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二七	二七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二八	二八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二九	二九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一〇	二一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一	二一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二二	二二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二三	二三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二四	二四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二五	二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二六	二六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二七	二七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二八	二八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二九	二九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一〇	二一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一	二一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二二	二二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二三	二三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二四	二四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二五	二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二六	二六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二七	二七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二八	二八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二九	二九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一〇	二一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一	二一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二二	二二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二三	二三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二四	二四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二五	二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二六	二六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二七	二七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二八	二八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二九	二九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一〇	二一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
			二一	二一	一・〇</			

調停成立
その他の方法

計

三〇万円以下のもの

合計

7 求償権償却状況は

(単位 千円)

四一	七	三、二五四
四九	九二二	二三、四〇七
五一〇	九一、二九五	四一、三七四

年 度 区 分	未 償 権 償 却 額	回 収 額	差 引 現 在 額
三四年度末現在	三一、九一八	四、八五二	
三五年度	一〇、三九五	六、三三九	
三六年度四月十二月末まで	三、六二六		
累 計	四二、三二三	一四、八一七	
		二七、四九六	

であり、本年度の求償権償却見込額は五、〇七五千円の予定であった。

求償権償却額より償却後の回収額を差し引いた債権現在額二七、四九六千円のうち、一件一〇万円以上の債権

確保の状況は

区 分	件 数	金 額
1、一件一〇万円以上のもの 競 売によるもの	一二	一〇、三五六千円
支 払 命 令 "	一八	四、七四三
調 停 成 立 "	二八	一〇、二三八
そ の 他 の 方 法 "	四五	二五、三三七
2、一件一〇万円以下のもの 合 計	一〇三	二二、一六九
		二七、四九六

であつて、償却前の回収に努力するとともに、償却部分についても債権確保に一層配意し、欠損の抑制に努力するよう指導されたい。

四 残高試算並びに收支予算執行について
1 昭和三十六年十二月末現在の合計残高試算表は別表一のとおりで、経理方式の改訂によつて、その趣旨に合致するよう勘定科目の整備がなされていたが、関係諸帳簿、証書類及び銀行残高証明額と照会

した結果、誤りのないことを確認した。なお、預け金残高二四一、五七四、七四八円に対し、銀行残高証明額が、二、七一二、二五一円多いのは、未達保証料である。

未達保証料の早期整理については、前回の監査でも指摘しているとおりで、一層の配意を望む。
なお、事務整理の簡素化に資するため、一部の金

別表一

合計 残高試算表

國朝詩人集

（单位
千円）

一本化を試み、概ねの見透しがついていた。他の金融機関についても検討し、逐次実施に移された。

り、経常収支率を見ても五四・九%で、經理基準（七〇%）を下回っているが、昭和三十五年度決算による経常収支率四七・七%と比較すると、相当上昇

支予算執行状況は次表のとおりで、昭和三十六年度

事業収支は、一応一、八三五、〇〇〇円（責任準備金、積立後の収支差額）の黒字決算が見込まれてお

00705

19 昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報(号外)第63号 (第3種郵便物認可)

00704

昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報(号外)第63号 (第3種郵便物認可) 18

00707

21 昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第63号 (第3種郵便物認可)

00706

昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第63号 (第3種郵便物認可) 20

別表二

昭和三十五年度收支決算及び昭和三十六年度收支予算計算書

科 目	三十五年度			三十六年度		摘要
	決 算 額	現 計 予 算 額	支 出 濟 額	差 引 増 額		
(一)経 常 収 入						
1 保 証 料	三、三五、一〇〇円	三、三五、一〇〇円	三、三五、一〇〇円	三、三五、一〇〇円		
2 預 け 金 利 息	一〇、九七、七〇円	一〇、九七、七〇円	一〇、九七、七〇円	一〇、九七、七〇円		
3 有 価 証 券 利 息	一〇、三九、六九円	一〇、三九、六九円	一〇、三九、六九円	一〇、三九、六九円		
4 連 約 金	一、九四、八九円	一、九四、八九円	一、九四、八九円	一、九四、八九円		
5 損 害 金	一、九四、八九円	一、九四、八九円	一、九四、八九円	一、九四、八九円		
6 雜 収 入	一、〇〇、〇〇、〇〇円	一、〇〇、〇〇、〇〇円	一、〇〇、〇〇、〇〇円	一、〇〇、〇〇、〇〇円		
(二)経 常 外 収 入						
1 債 却 求 債 源 回 収 金	一、七一、一八、九九円	一、七一、一八、九九円	一、七一、一八、九九円	一、七一、一八、九九円		
2 そ の 他 収 入	六、三九、三〇円	六、三九、三〇円	六、三九、三〇円	六、三九、三〇円		
3 退職手当引当金戻入	一、〇〇、〇〇、〇〇円	一、〇〇、〇〇、〇〇円	一、〇〇、〇〇、〇〇円	一、〇〇、〇〇、〇〇円		
4 求償権償却準備金戻 収 入 合 計	一〇、九五、二九円	一〇、九五、二九円	一〇、九五、二九円	一〇、九五、二九円		

別表二

昭和三十五年度收支決算及び昭和三十六年度收支予算計算書

2 図書の管理保全について
図書の管理保全については各館ともそれぞれ努力され
ており、紛失、破損の数は逐年減少しているが、なお一
なお 各館蔵書の状況及び利用率は次表のとおりであ
る。

率化等につき実現方を重ねて要望する。

書及び資料の整備充実、読書グループの開拓、環境の整備、図書亡失の防止等なお一層の努力を要するものがあつた。

各館運営上次の点を考究善処されたい。

1 購入図書選定の適正化について

各館とも予算的制約をうけ、現在まで基本図書の充足が遅延しているが、図書選定委員の意見を勘案するほか利用率をさらに検討し購入図書選定の適正を期された

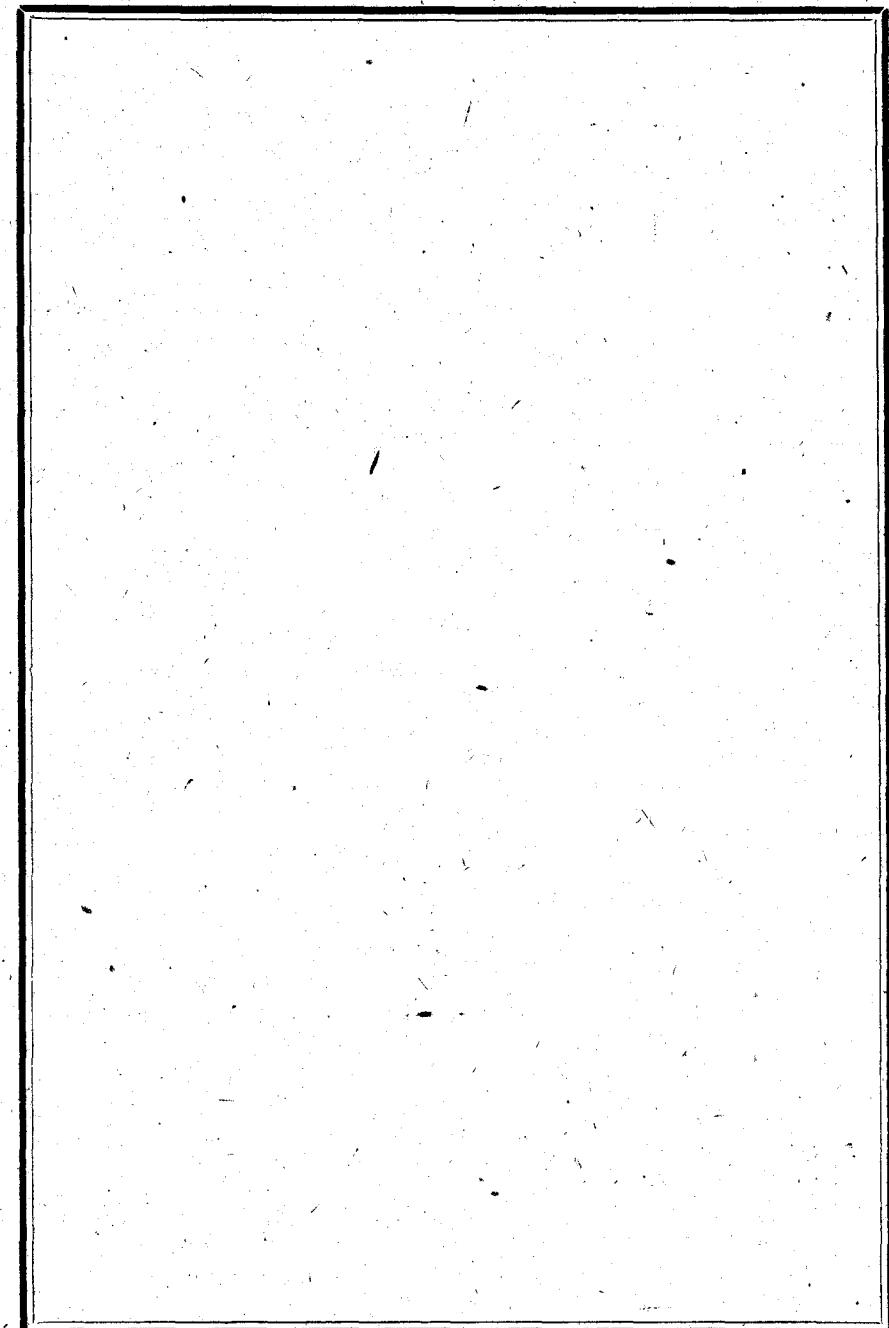
各館運営上次の点を考究善処されたい。

層万全を期するとともに、蔵書と台帳の照合を励行されたい。また紛失分については早急に合規の手続きをとら
れたい。

6 土地建物賃借料	1,000,000	1,000,000
7 信 用 調 査 料	100,000	100,000
8 債 權 管 理 費	100,000	100,000
9 指 導 普 及 費	10,000	10,000
10 負 担 金	10,000	10,000
11 雜 支 出	1,000	1,000
(合) 經 常 外 支 出	1,000,000	1,000,000
1 求 債 權 債 却	10,000	10,000
2 動 不 動 產 債 却	100,000	100,000
3 信 用 保 険 料	100,000	100,000
4 求 債 權 債 却 準 備 金 緑 入	10,000	10,000
5 退職手当引当金緑入	10,000	10,000
6 責 任 準 備 金 緑 入	10,000	10,000
支 出 合 計	1,000,000	1,000,000

00710

(第3種郵便) 昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報(号外)第63号(物認可) 24



00711 25 昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第63号 (第3種郵便物 認可)

(A) 各館別藏書状況

(B) 各館内用蔵書冊数に対する利用率

分類別 年区分	館別	各館内用蔵書冊数に対する利用率									
		総記	精神科学	歴史科学	社会科学	自然科学	工芸学	産業	芸術	文學	平均値
3.4	鳥取図書館	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
3.5	吉倉分館	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
3.6	八頭分館	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
3.4	倉吉分館	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
3.5	平均値	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
3.6	平均値	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
3.4	米子図書館	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
3.5	平均値	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
3.6	平均値	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
3.4	日野分館	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
3.5	平均値	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
3.6	平均値	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
3.4	境港分館	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
3.5	平均値	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
3.6	平均値	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
3.4	一計	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
3.5	平均値	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
3.6	平均値	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6

00712

(注) 児童用、貸出用、盲人用、借入及び寄図託書利用は含まず。

27 昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第63号 (第3種郵便物認可)

図書紛失破損の状況

(単位 冊)

破損	失			館別
	三四年度	三五年度	三六年年度	
三五年度	二九五	一八九	一六二	鳥取図書館
○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	倉吉分館
○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	気高分館
○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	八頭分館
○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	米子図書館
○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	境港分館
四七	三三	二二	一一	日野分館
○	一五	一二	一〇八	四〇三
六五	六六	三九六	四一二	計
一一三	一〇四	三九六	四一二	

3 環境整備について

各館とも館内の整備は逐年行なわれ、読書環境が良くなっていることは結構である。

しかしながら、最近の自動車増加による騒音、じんあい等が読書に及ぼす影響の甚しい館があるの

で、これが対策を検討善処されたい。

4 分館の在り方について

鳥取図書館に三分館、米子図書館に二分館を設置

運営しているが、いづれも小規模で、図書、資等料も極めて貧弱な状況である。また、職員、経費等も細分割されている現状からして、市町村立図書館の設置を助長促進し、分館は本館に統合整備することも算入されており、かつ、公民館図書部活動も活発

化している現状からして、これが早期推進をはかられたい。

前記4の分館の在り方についての意見は別として、現状をもととしての、各館毎についての監査の状況は次のとおりである。

鳥取図書館

昭和三十七年二月十二日

監査監査委員 松本利治
同 原治郎
同 堀江実
秋久
久 納

施設設備について

① 当館は創立三〇周年を迎えて、県東部地区の文化センターとして社会教育の振興に多大の貢献をしているが、年々増加する蔵書で書庫は狭隘となり、保管に苦慮しているので、関係当局は対策を検討考慮されたい。

② 倉吉分館は、昨年指摘したとおり、一般閲覧室の

拡張と非常避難階段の附設及び書庫の防火設備につき早急に考慮されたい。なお、隣接地との境界線を明確にされたい。

③ 八頭分館貸出文庫は、管内町有自動車を利用し活動しているが、県有自動車による山間部への進出を検討されたい。

④ 気高分館は自動車文庫の特質を生かして、年間一〇回の巡回(一巡回八コース)を目指し、とくに辺地に配慮して運営しているが、自動車が老朽しているのでこれが更新につき検討されたい。

運営状況について

① 当館の館内、館外及び貸出利用状況は別表のとおりで、昨年に比し、分館は伸張を示しているが、本館は閲覧室の床張替のため夏期四十日間休館していたのと、県庁代用庁舎提供により講堂、展示室等の使用が不能となつたため低下していた。図書館利用については、なお一層推進されるよう望む。

(A) 館内及び館外閲覧人員

区 分	館 内 閲 覧			館 外 閲 覧			備 考
	三四年	三五年	三六年	三四年	三五年	三六年	
本館	六千四百六	七千三百三	四万一千五	二千六百一	一萬六千三	一萬六千六	
倉吉分館	二千三百三	二千六百六	三千六百六	一千五百三	一千五百六	一千五百九	
八頭分館	二千五百四	二千五百四	二千五百四	一千五百四	一千五百四	一千五百四	
計	一万〇一〇〇	一万〇八〇〇	一万〇九〇〇	三千九百六	四千五百九	四千六〇九	

新聞閲覧者数を含む

(B) 貸 出 文 庫

区 分	團 体 数			利 用 人 員			備 考
	三四年	三五年	三六年	三四年	三五年	三六年	
本館	三十六	三十六	三十六	一四、五三	一四、五三	一四、五三	
倉吉分館	一九	一九	一九	一四、五三	一四、五三	一四、五三	
八頭分館	一九	一九	一九	一四、五三	一四、五三	一四、五三	
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三一、六九	三一、六九	三一、六九	

② 基本図書について、図書選定委員にはかり、過去一〇ヶ年間の不足図書を次表のとおり選定していた。

本年度図書購入費は二〇〇千円予算増額となつてゐるが、基本図書の必要性に鑑み購入費の増額をはかり、基本図書の確保に努力されたい。

分類別	冊数	総記					
		精神科学	歴史科学	社会科学	自然科学	工芸学	産業
予定金額	一四三〇	二四	二五	二六	二七	二八	二九
冊類別	芸術	語学	文学	小計	児童用	合計	
予定期額	二〇	四〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	
冊類別	文芸	社会	歴史	精神	社会	自然	工芸
予定期額	四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
冊類別	言語	生物学	地理	地質	農業	物理	化学
予定期額	五〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇

3 移動図書館等について

① 本館閲覧室等改裝時に岩美町役場において移動

図書館を開催し、利用状況は、館外三七一人六二七冊、館内五八人六二冊計四二九人六八九冊で、

所期の目的は達成されていた。

市町村立公共図書館の現況は、県下に東伯郡赤

崎町立図書館一館のみであるので、移動図書館に

より啓もうし、市町村立図書館設置促進に努力されたい。

② 小中学校P.T.Aを中心とした巡回読書会(母親文庫)を計画し、学校図書の充実と読者の開拓を推進していくが、優良読書会等の拡大、育成になお努力を望む。

米子図書館

昭和三十七年二月十九日

監査委員 松本利治
同 堀江実
秋久 荻原治郎
同 真藏勲

1 施設設備について

① 本館閲覧室階上階下及び児童室延七二坪の床張り

を二二万円で整備していたが、便所は汲取方式で流管の閉塞等故障が多く、悪臭甚しくて文化センターとして不適があるので、応急措置をするとともに、

当局は新設を検討されたい。

なお、国道九号線沿いの閲覧室の防音については、利用人員も急増しているが電話設備がなく、運営に支障を来たしてるので検討考慮の要がある。

2 運営状況について

① 館内、館外及び貸出文庫利用状況は次表のとおりで、前年に比し、境港分館の廃舎移転後の伸張は著しく、反面、本館及び日野分館の個人貸出が減少し、境港分館の貸出文庫は館内及び館外閲覧事務に忙殺され、団体貸出サービスを中止したため利用団体は減少していた。境港分館は、職員二名のみであるが、前記のとおり、利用者の激増に伴い手不足のため、小中学生の利用日制限、団体貸付の中止等を行なつていたが、なお図書の整理、製本等に困却している実情であったのでこれが対策を検討された。

昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第63号 (第3種郵便)
物認可33 昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第63号 (第3種郵便)
物認可

(A) 館内及び館外閲覧人員

区	分	館内閲覧		館外閲覧		計		
		三四四年	三五年	三六年	三四四年	三五年	三六年	
日本	野 分 館	一八、六〇	二〇、〇九	二二、六八	二六、三六	三〇、九〇	三六、〇四	三九、六九
境	港 分 館	一七、五七	一七、五七	一八、五七	一九、二五	二一、五七	二二、五七	二三、五七
計		三七、一一	三九、〇六	四一、一〇	四六、五三	五六、九三	六〇、〇四	六三、五七

(B) 貸出文庫

区	分	団体数		利用人員		計
		三四四年	三五年	三六年	三四四年	三五年
日本	野 分 館	三九	三九	三九	三九	三九
境	港 分 館	六	六	六	六	六
計		三五	三五	三五	三五	三五

3 日曜日開館について

本館は当初より利用者の便を考慮し、日曜日開館を継続しているが、県立図書館規程及び職員の勤務

時間に関する条例の条項に照し合規の手続きをとら
れたい。

(4) 校地擁壁新設工事並びに土入れを一〇〇万円で、

県建築課所管により、国道沿い約半分を施工してい
たが、経済効果の面からして、コンクリート擁壁の
高さを半分程度とし、その上は法をつけた土工と
し、これにより生ずる材料を擁壁の延長にまわすこ
とが得策と思考されたので、当局の考究を望む。

(5) 理科教育振興法にもとづく整備状況は約一四・二
%で、他に比べて遅れているので、優先的適用につ
き考慮の要がある。

なお、施設設備の整備状況は、次表のとおりであ
った。

鳥取商業高等学校

昭和三十七年二月十四日

監査監査委員

松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

堀 江 実 蔵

1 施設設備について

- (1) 本校は独立五年目、現校舎移転二年目で、必要最
低限の施設で運営され、商品標本等は廊下を利用
し、産業教育振興法、理科教育振興法で購入の備品
も図書室の一隅に保管している状態であった。
- (2) 商品標本室、同展示室、化学、物理両実験室、同
準備室、家庭科特別教室及び普通室二室は欠くべか
らざるものがあるので、生徒急増対策とあわせ早急
に検討者保を要する。
- (3) また、校庭の整備は約六〇%の土入れを終了した
程度で、残存砂丘の整地土入れ、校地九、四〇四坪
の寄附採納手続、一一七坪の農道用途廃止手續及び
登記事務を促進されたい。

35 昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第63号 (第3種郵便
物認可)

2 (6) 玄関手洗場余水が排水不良のため、玄関一面に湛水していた。修理の要を認める。
予算の執行について
(1) 三十六年十月分授業料の収納状況は次表のとおりで、収納率の向上になお努力の余地が認められる。とくに、三年生四組は当月収納率は四十二%で極めて低調となつてゐるので善処されたい。

(1) 鳥取県具有財産及
財産の管理について
の一部を隣接民有地
条の規定により、校
取扱規則第三〇条の
続が遅延しているの

(1) 熊取県有財産及び營造物に関する条例第二十五条の規定により、校地一九四坪（五八四、一m²）の一部を隣接民有地と交換しているが、財産事務取扱規則第三〇条の規定による各種調査等交換手続が遅延しているので、当局は善処の要がある。

本年度新築された、生徒会館自転車置場等は県
有地を使用しているのであるが財産事務取扱規則
第二二条により調査の上善処されたい。
また、寄附採納事務の促進をはかられたい。
なお、前項交換事務及び本項貸付等の執行にあ
たつては、事前勵行すべきである。

(2) 校庭整地費を工事請負費(二〇〇千円)にて支出しているものと、修繕料(一〇〇千円)で支払っているものとあつたが、工事請負費で支出するのが適当と思われるので善処されたい。

1 施設設備について

なお、利用度の低い洗濯室の改造並びに鉄筋校舎の窓補修等も併せて考慮の要がある。

施設物品名	構造	坪数・数量	金額	負担区分	P.T.A等	備考
運動場	木造	(三〇〇〇〇個)	(三五〇,〇〇〇円)	県費		
生徒会館	木造	(三坪)	(三五〇,〇〇〇円)	金額	一考	
			(三五〇,〇〇〇円)	負担区分		

00724
(第3種郵便)
38

昭和37年8月25日 土曜日 鳥取県公報(号外)第63号

(3)

全校地のうち、校門入口及びグラウンド内に
二・三五一m²の借用地があり、昭和三十九年度まで借用契約が取り交わされているが、グラウンド内分については今後支障があると思考されるので購入につき検討を要する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者

印刷所

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

印

刷

所

県